

第 6 9 号議案

足立区営運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 6 月 7 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区営運動場条例の一部を改正する条例

足立区営運動場条例（昭和 2 4 年足立区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に見出しとして「（名称及び位置）」を付する。

第 2 条に見出しとして「（目的）」を付する。

第 3 条に見出しとして「（使用の承認）」を付し、同条中「足立区教育委員会」を「あらかじめ足立区教育委員会」に、「委員会」を「教育委員会」に改める。

第 7 条から第 1 1 条までを削る。

第 1 2 条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「必要なこと」を「必要な事項」に、「委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第 1 7 条とする。

第 6 条に見出しとして「（使用権の譲渡又は転貸の禁止）」を付し、同条を第 7 条とし、同条の次に次の 9 条を加える。

（使用承認の取消し等）

第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。

（ 1 ） 第 4 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するとき。

（ 2 ） この条例若しくは教育委員会が定める規則に違反し、又は第 1 2 条第 1 項の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の指示に従わないとき。

(3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

(設備の変更等の禁止)

第 9 条 使用者は、運動場に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備を用途目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第 10 条 使用者は、施設の使用を終了したときは、使用した設備を原状に回復しなければならない。第 8 条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の条件を変更され、若しくは使用を停止されたときも、同様とする。

2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 11 条 使用者は、施設の使用に際し、施設又は付帯設備に損害を与えた場合は、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 12 条 運動場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体に教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第 1 3 条 前条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により運動場の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 教育委員会は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者選定審査会への諮問)

第 1 4 条 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区地域学習センター条例(平成 1 3 年足立区条例第 3 4 号)第 1 9 条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会に諮問することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第 1 5 条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 施設の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が運動場の管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第 1 6 条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び運動場の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、運動場を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、運動場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間

が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

第 5 条に見出しとして「（使用料の不還付）」を付し、同条各号列記以外の部分中「料金」を「使用料」に、「返還」を「還付」に、「但し、次の場合」を「ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第 1 号中「出来なくなつた」を「することができなくなつた」に改め、同条第 2 号中「第 7 条第 2 号に依り」を「教育委員会の事情により」に、「取消した」を「取り消した」に改め、同条第 3 号中「使用前」を「使用者が使用前」に、「取消」を「取消し」に、「委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条に見出しとして「（使用料）」を付し、同条中「承認を受けたとき」を「承認を受けた者（以下「使用者」という。）」に、「別表に依る料金」を「別表に定める使用料」に、「但し、事情により委員会が」を「ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（使用の不承認）

第 4 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

- （ 1 ） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （ 2 ） 営利を目的とすると認められるとき。
- （ 3 ） 施設の管理上支障があると認められるとき。
- （ 4 ） 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条から第 1 1 条ま

でを削り、第 12 条を第 17 条とし、第 6 条を第 7 条とし、同条の次に 9 条を加える改正規定（第 8 条第 2 号については指定管理者の指示に係る部分及び第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 15 条並びに第 16 条に係る部分に限る。）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

区営平野運動場の管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。